【Ⅲ　サービス事業量の見込み】

第１章　サービス見込み量について

第１章　サービス見込み量について

１－１　被保険者と要介護認定者の見込み

１　被保険者数の推計

「住民基本台帳に基づく人口」を基に、コーホート法※１を用いて行った推計によると、福島市の人口は令和５年には 268,859 人になると推計されます。

これは、平成 30 年の 279,786 人と比較すると 10,927 人の減少となります。

つぎに、第１号被保険者数は令和５年には 83,786 人と推計され、平成 30 年の 81,106 人と比較し 2,680 人の増加となります。

それに対して、第２号被保険者は令和５年には 90,443 人と推計され、平成 30 年の 93,875 人と比較し 3,432 人の減少となります。

また、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、高齢者人口もピークを迎えることが予想される令和７年には第１号被保険者数は 84,016 人となります。

さらに、いわゆる団塊ジュニアの世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年は第１号被保険者と第２号被保険者数が逆転し、高齢化率は 37.6%に達すると見込まれます。

＜表Ⅲ 1-1-1＞　福島市の人口と被保険者数の推計　　（単位：人）

区分	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和7年（2025）	令和22年（2040）
人　口	279,786	277,516	275,966	273,691	271,324	268,859	263,705	217,975
第１号被保険者	81,106	81,940	82,883	83,397	83,614	83,786	84,016	82,063
第２号被保険者	93,875	93,139	92,589	91,748	91,077	90,443	88,830	68,881

※平成30～令和2年は10月1日実績

＜図Ⅲ 1-1-1＞　福島市の高齢者数（高齢化率）の推移

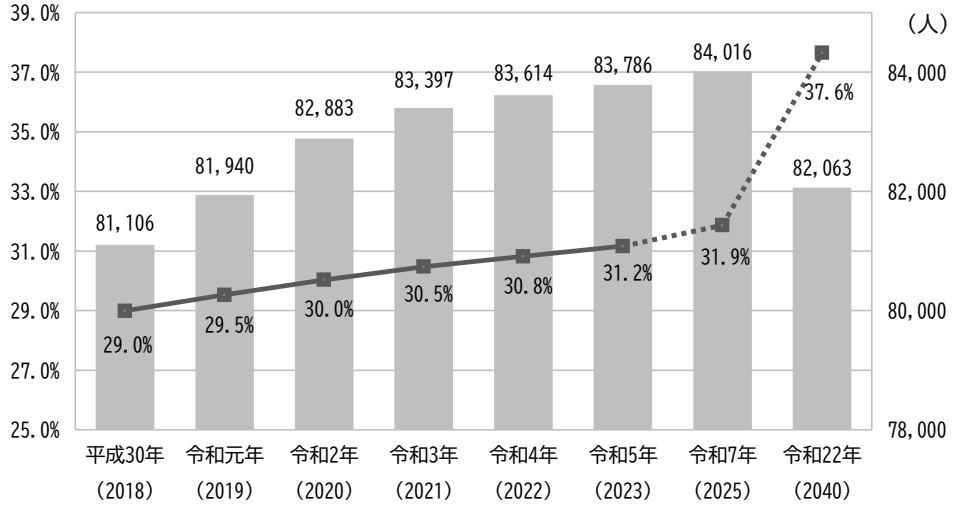

※１　コーホートとは、共通した因子を持ち、観察対象となる集団のことを言い、人口推計では、同年に出生した集団を意味する。コーホートを用いて、将来の人口予測を計算する方法をコーホート法という。

2　要介護（要支援）認定者数の動向

令和 2 年 10 月 1 日現在の要介護（要支援）認定者数は 16,674 人で、平成 30 年から令和 2 年の 3 年間に 375 人、約 2.3%増加しました。

また、同時期の高齢者数の増加率は約 2.2%となっており、高齢者数、要介護（要支援）認定者数ともに依然として増加傾向にあります。

今後も、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年（令和 7 年）に向け、要介護（要支援）認定者数は継続的に増加するものと予想されます。

3　要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数及び要介護認定率は、性別・年齢階級別に格差はあるものの、今後も増加していくことが予想されます。

要介護（要支援）認定者数の推計に際しては、平成 30 年から令和 2 年の 3 年間の平均認定率により、本計画期間における各年度の「性別・年齢階級別の人口」、「要介護度別・性別・年齢階級別の認定率」の推計値に基づいて算出しました。

要介護（要支援）認定者数は、令和 5 年度には 17,751 人、要介護認定率は 21.19%まで増加するものと推計されます。

＜表Ⅲ 1-1-2＞　要介護（要支援）認定者数の推計　（単位：人）

区　分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	1,950	2,030	2,121	2,111	2,149	2,186
要支援2	2,153	2,298	2,303	2,323	2,361	2,401
要介護1	3,337	3,279	3,356	3,449	3,509	3,567
要介護2	3,046	2,987	3,067	3,146	3,198	3,255
要介護3	2,234	2,322	2,311	2,400	2,444	2,485
要介護4	1,917	1,842	1,901	1,992	2,030	2,063
要介護5	1,662	1,623	1,615	1,733	1,761	1,794
合　　計	16,299	16,381	16,674	17,154	17,452	17,751
要介護認定率	20.01%	19.91%	19.94%	20.57%	20.87%	21.19%

※平成 30～令和 2 年は 10 月 1 日実績
※第 1 号・第 2 号被保険者、区域外認定者を含む

（再掲）　（単位：人）

区　分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1・2小計	4,103	4,328	4,424	4,434	4,510	4,587
要介護1・2小計	6,383	6,266	6,423	6,595	6,707	6,822
要介護3～5小計	5,813	5,787	5,827	6,125	6,235	6,342
合　　計	16,299	16,381	16,674	17,154	17,452	17,751

１－２　介護保険サービス量の見込み

令和 3 年度から 5 年度の介護給付等対象サービス量の推計は、平成 30 年度から令和 2 年度の介護サービス等の利用実績（見込）を基に、計画期間のサービス利用者数を施設・居住系サービス、居宅サービス別に推計し、その後、各サービス別にサービス量及び費用額（給付額）を推計しました。

＜表Ⅲ 1-2-1＞　施設・居住系サービス利用者数の推計

（単位：人）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険施設利用者数	2,476	2,609	2,632
介護老人福祉施設	1,408	1,518	1,518
介護老人保健施設	984	1,007	1,030
介護療養型医療施設	11	11	11
介護医療院	2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	71	71	71
介護専用居住系サービス利用者数	564	565	565
認知症対応型共同生活介護	564	565	565
介護専用以外の居住系サービス利用者数	665	686	686
特定施設入居者生活介護	665	686	686
合　　計	3,705	3,860	3,883

＜表Ⅲ 1-2-2＞　介護予防サービス等／居宅サービス等利用者数の推計

（単位：人）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者総数	13,663	13,901	14,137
要支援１	2,104	2,142	2,178
要支援２	2,290	2,327	2,367
要介護１	3,195	3,251	3,305
要介護２	2,697	2,742	2,790
要介護３	1,590	1,619	1,646
要介護４	955	974	989
要介護５	832	846	862

（再掲）

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援１・２小計	4,394	4,469	4,545
要介護１・２小計	5,892	5,993	6,095
要介護３・４・５小計	3,377	3,439	3,497
合計	13,663	13,901	14,137

各サービス別の利用者数の推計後、令和 3 年度から 5 年度における介護給付・予防給付対象サービスの必要量を要介護度別・サービス別に推計しました。

＜表Ⅲ 1-2-3＞ 介護給付対象サービス量の推計

サービス区分			サービス見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	訪問介護	回	665,381	649,657	669,230
	訪問入浴介護	回	13,862	12,950	13,426
	訪問看護	回	104,459	103,738	106,556
	訪問リハビリテーション	回	36,906	37,633	38,771
	居宅療養管理指導	人	17,796	17,940	18,444
	通所介護	回	299,890	298,375	302,728
	通所リハビリテーション	回	96,766	96,293	97,814
	短期入所生活介護	日	91,182	89,002	92,023
	短期入所療養介護	日	22,235	21,496	22,238
	特定施設入居者生活介護	人	7,284	7,524	7,524
	福祉用具貸与	人	63,564	64,752	66,612
	特定福祉用具販売	人	1,092	1,128	1,152
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	4,260	4,344	4,428
	夜間対応型訪問介護	人	132	132	144
	認知症対応型通所介護	回	27,346	26,735	26,767
	小規模多機能型居宅介護	人	2,844	2,844	2,904
	認知症対応型共同生活介護	人	6,756	6,768	6,768
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	852	852	852
	看護小規模多機能型居宅介護	人	1,416	1,404	1,452
	地域密着型通所介護	回	83,230	82,576	84,277
住　宅　改　修		人	672	684	684
居宅介護支援		人	87,696	88,056	89,652
施設	介護老人福祉施設	人	16,896	18,216	18,216
	介護老人保健施設	人	11,808	12,084	12,360
	介護療養型医療施設	人	132	132	132
	介護医療院	人	24	24	24

＜表Ⅲ 1-2-4＞ 介護予防給付対象サービス量の推計

サービス区分			サービス見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	介護予防訪問入浴介護	回	12	12	12
	介護予防訪問看護	回	8,838	9,074	9,199
	介護予防訪問リハビリテーション	回	5,479	5,710	5,850
	介護予防居宅療養管理指導	人	720	732	744
	介護予防通所リハビリテーション	人	5,088	5,292	5,460
	介護予防短期入所生活介護	日	1,544	1,526	1,366
	介護予防短期入所療養介護	日	199	199	199
	介護予防特定施設入居者生活介護	人	696	708	708
	介護予防福祉用具貸与	人	16,620	17,256	17,556
	特定介護予防福祉用具販売	人	336	324	324
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回	48	36	12
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	48	48	48
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	12	12	12
住　宅　改　修		人	372	372	372
介護予防支援		人	21,048	22,212	22,800

１－３　介護保険給付費の見込み

本計画の令和 3 年度から 5 年度の 3 年間に必要な介護給付費は、約 782 億円と見込まれます。

＜表Ⅲ 1-3-1＞　介護給付対象サービス給付費の推計

（単位：千円）

サービス区分		保険給付費見込額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	訪問介護	1,985,652	1,938,043	1,996,616
	訪問入浴介護	165,482	154,681	160,351
	訪問看護	605,819	598,793	614,050
	訪問リハビリテーション	109,338	111,549	114,919
	居宅療養管理指導	153,642	154,996	159,380
	通所介護	2,429,508	2,420,332	2,461,066
	通所リハビリテーション	815,759	810,518	823,769
	短期入所生活介護	817,166	795,182	822,037
	短期入所療養介護	256,544	248,238	257,049
	特定施設入居者生活介護	1,435,115	1,484,373	1,484,373
	福祉用具貸与	923,901	932,093	959,351
	特定福祉用具販売	34,664	35,805	36,582
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	698,221	700,481	715,656
	夜間対応型訪問介護	2,222	2,223	2,424
	認知症対応型通所介護	310,390	303,410	304,111
	小規模多機能型居宅介護	591,589	589,084	601,756
	認知症対応型共同生活介護	1,767,987	1,772,257	1,772,257
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	237,565	237,696	237,696
	看護小規模多機能型居宅介護	398,626	393,709	407,139
	地域密着型通所介護	646,494	637,801	650,354
住　宅　改　修		55,363	56,355	56,355
居宅介護支援		1,304,372	1,307,790	1,331,110
施設	介護老人福祉施設	4,613,787	4,977,530	4,977,530
	介護老人保健施設	3,472,744	3,555,281	3,637,169
	介護療養型医療施設	48,217	48,244	48,244
	介護医療院	9,969	9,975	9,975
介護給付費計		23,890,136	24,276,439	24,641,319

＜表Ⅲ 1-3-2＞　介護予防給付対象サービス給付費の推計

（単位：千円）

サービス区分		保険給付費見込額		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	介護予防訪問入浴介護	99	99	99
	介護予防訪問看護	38,032	39,048	39,572
	介護予防訪問リハビリテーション	15,977	16,659	17,069
	介護予防居宅療養管理指導	6,306	6,408	6,506
	介護予防通所リハビリテーション	175,444	183,124	189,471
	介護予防短期入所生活介護	10,517	10,388	9,256
	介護予防短期入所療養介護	1,719	1,720	1,720
	介護予防特定施設入居者生活介護	52,144	52,870	52,870
	介護予防福祉用具貸与	113,781	118,103	120,160
	特定介護予防福祉用具販売	9,502	9,075	9,075
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	321	241	80
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,063	3,065	3,065
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,727	2,728	2,728
住　宅　改　修		32,376	32,376	32,376
介護予防支援		98,022	103,500	106,239
予防給付費計		560,030	579,404	590,286

＜表Ⅲ 1-3-3＞　特定入所者介護サービス費等の推計

（単位：千円）

サービス区分	保険給付費見込額		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定入所者介護サービス費等給付額	649,623	660,908	672,231
高額介護サービス費等給付額	584,179	608,514	633,864
高額医療合算介護サービス費等給付額	106,573	108,424	110,282
審査支払手数料	26,726	27,190	27,656
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額（介護給付費・予防給付費より減額）	△ 123,748	△ 189,395	△ 193,207

＜表Ⅲ 1-3-4＞　介護保険給付費等合計

（単位：千円）

介護保険給付費等合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	25,693,519	26,071,484	26,482,431

【Ⅲ　サービス事業量の見込み】

第２章　地域支援事業の事業量の見込み

第２章　地域支援事業の事業量の見込み

２－１　地域支援事業の内容

地域支援事業は、高齢者が住み慣れた地域でなるべく自分の力で活動的な生活を送り続けるために、要支援・要介護状態になる前から、市民一人ひとりが介護予防に対する意識の高揚を図るとともに、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることが出来るよう支援することを目的とした事業であり、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の３種に大別されています。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、支援を要する高齢者等のニーズに、多様なサービスを提供する仕組みであり、生活の充実・高齢者の社会参加・介護予防の推進・関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本として実施するものです。

（２）包括的支援事業

包括的支援事業は、要支援認定者等に対するケアマネジメントや高齢者の生活全般に関する相談支援・権利擁護・介護支援専門員への支援等を行う地域包括支援センター及び在宅医療･介護連携支援センターの運営事業や､多様な主体の参画による日常生活支援体制、認知症高齢者への支援体制を構築する事業から構成されており、これらを一体的に実施するものです。

（３）任意事業

任意事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう介護保険事業の運営安定化を図るとともに、高齢者や家族介護者等に対し、地域の実情に応じて様々な事業を実施するものです。

＜図Ⅲ 2-1-1＞　地域支援事業の構成

介 護 保 険 制 度

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

地域支援事業

（1）介護予防・日常生活支援総合事業
（要支援1～2、それ以外の方）

○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス
・介護予防支援事業

○一般介護予防事業
・介護予防把握事業
・介護予防普及啓発事業
・地域介護予防活動支援事業
・一般介護予防事業評価事業
・地域リハビリテーション活動支援事業

（2）包括的支援事業

○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
・介護予防ケアマネジメント業務
・総合相談支援業務
・権利擁護業務
・包括的・継続的ケアマネジメント業務

○包括的支援事業（社会保障充実分）
・在宅医療・介護連携推進事業
・生活支援体制整備事業
・認知症総合支援事業
・地域ケア会議推進事業

（3）任意事業

○介護給付等費用適正化事業
・介護給付等費用適正化事業

○家族介護支援事業
・認知症高齢者見守り事業
・家族介護継続支援事業

○その他の事業
・成年後見制度利用支援事業
・住宅改修理由書作成業務支援事業
・認知症サポーター等養成事業
・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
・介護サービス相談員派遣事業
・民間活力活用「配食サービス」事業

２－２　地域支援事業の事業費見込み

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成されており、令和３年度から令和５年度までの見込みは＜表Ⅲ　2-2-1＞のとおりとなります。

なお、これらの事業の財源については、被保険者の保険料及び公費（国・県・市）で構成されています。

＜表Ⅲ　2-2-1＞　地域支援事業の事業量の見込み　（単位：千円）

区　分		費　用　額		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	717,980	727,204	740,330
	一般介護予防事業	34,840	36,674	36,035
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事務等	358,475	375,901	392,676
	社会保障充実分	175,590	178,551	181,563
任意事業	介護給付等費用適正化事業	6,313	6,420	6,529
	家族介護支援事業	1,145	1,165	1,185
	その他の事業	15,292	15,551	15,815
合　計		1,309,635	1,341,466	1,374,133

【Ⅲ　サービス事業量の見込み】

第３章　介護保険財政と介護保険料の見込み

第３章　介護保険財政と介護保険料の見込み

３－１　財源構成

１　保険給付費の財源構成

介護保険制度では、原則として介護サービス費用の１割（一定以上の所得者は２割ないし３割）を利用者が負担し、残りの９割（８割ないし７割）が保険から給付（保険給付費）されます。この保険給付費の50%は公費負担（国・県・市）となっており、残りの50%が40歳以上の被保険者による保険料負担となります。

なお、65歳以上の被保険者（第１号被保険者）による保険料負担は、保険給付費全体の23%※1と政令により定められています。介護保険料は、全体の費用から、この23%に係る金額により算定しています。

２　地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、保険給付費と同様、第１号被保険者の保険料、第２号被保険者の保険料、公費（国・県・市）で構成され、「包括的支援事業」及び「任意事業」は、第１号被保険者の保険料と公費で構成されます。

＜表Ⅲ 3-1-1＞　保険給付費等の負担割合

支出区分		負担割合			
保険給付費		国負担分	定率負担分		20.00%
				（施設給付費）	15.00%
			調整交付金	（標準）	5.00%
		県負担分			12.50%
				（施設給付費）	17.50%
		市負担分			12.50%
		第2号保険料（40～64歳）			27.00%
		第1号保険料（65歳以上）			23.00%
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	国負担分	定率負担分		20.00%
			調整交付金	（標準）	5.00%
		県負担分			12.50%
		市負担分			12.50%
		第2号保険料（40～64歳）			27.00%
		第1号保険料（65歳以上）			23.00%
	包括的支援事業費 任意事業費	国負担分			38.50%
		県負担分			19.25%
		市負担分			19.25%
		第1号保険料（65歳以上）			23.00%

※1　第１号被保険者と第２号被保険者の負担割合は、計画期間毎に人口比率などから介護保険法施行令で定められており、本計画では、前計画同様23%となる。

３－２　介護保険料について

１　保険料基準月額について

計画期間（令和３年度～令和５年度まで）で必要とされる介護保険事業費に対して、第１号被保険者の負担割合である 23.0%を乗じた額が、第１号被保険者の保険料負担額となります。この負担額から介護給付費準備基金・調整交付金等を考慮し、被保険者数に段階割合を乗じた補正後被保険者数※１で除することにより保険料を算出しました。

保険料基準額（月額）＝　**6,100 円**

＜表Ⅲ 3-2-1＞　保険料の算定

区　　分			第8期（R3～5年度）
第1号被保険者数　（R3～5年度合計）			250,797　人
補正後被保険者数※1　（A）			250,255　人
保険料負担対象費用（B）	給付費見込額（C）		78,247,434　千円
	地域支援事業費（D）	介護予防・日常生活支援総合事業費（E）	2,293,063　千円
		包括的支援事業、任意事業費（F）	1,732,171　千円
うち28%相当額（G）	（B）×第1号被保険者負担率23% ＋（C）× 調整交付金率 5% ＋（E）× 調整交付金率 5%		22,949,738　千円
調整交付金見込交付額※2（H）	（C）×調整交付金見込交付割合 ＋（E）× 調整交付金見込交付割合		3,840,570　千円
介護給付費準備基金取崩額※3（I）			1,085,118　千円
第1号被保険者負担額（J）	（G）－（H）－（I）		18,024,050　千円
賦課保険料総額（K）	（J）÷ 98.75%（予定保険料収納率）		18,252,203　千円
基準保険料　月額（第5段階）	（K）÷（A）÷ 12月		**6,100**　円

※１　補正後被保険者数とは、福島市で設定した負担割合に所得段階毎の被保険者数を乗じた人数。
※２　調整交付金とは、国負担分 25%のうち、5%（標準）は調整交付金として各市町村の高齢者の保険料負担格差を調整するため交付される。
※３　保険料の剰余金は、介護給付費準備基金として積立し、保険料が不足した際の充当や保険料改定の際に保険料上昇抑制に充てることができる。

２　介護保険料設定について

第１号被保険者の保険料は、基準額に所得に応じた負担割合を乗じた額となり、本計画の所得段階区分は、前計画と同様に10段階としています。

なお、平成30年度税制改正に伴い、所得指標である合計所得金額に影響が及ぶことから、税制改正の影響により被保険者の保険料負担に不利益が生じないように、税制改正後においても税制改正前に算出していた合計所得金額と同様の算出方法となるよう控除額を調整します。（※１、※２、次ページ参照）

また、低所得者層への保険料軽減措置については、令和元年10月の消費税増税に伴い、令和元年度から対象となる所得段階及び軽減率が拡大され、令和２年度から完全実施となりました。本計画期間も引き続き公費を投じて負担割合を軽減します。（※３）

＜表Ⅲ 3-2-2＞　福島市の保険料段階

所得段階	本計画（令和3～5年度）	
	対象者	負担割合
1	生活保護受給者等 市民税非課税世帯等 （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円以下）	※３　基準額 ×　0.30
2	市民税非課税世帯 （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円超120万円以下）	※３　基準額 ×　0.50
3	市民税非課税世帯 （※１合計所得＋※２年金収入＝120万円超）	※３　基準額 ×　0.70
4	本人が市民税非課税（課税世帯） （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円以下）	基準額 × 0.875
5	本人が市民税非課税（課税世帯） （※１合計所得＋※２年金収入＝80万円超）	基準額 ×　1.00
6	本人が市民税課税 （※１合計所得125万円未満）	基準額 × 1.125
7	本人が市民税課税 （※１合計所得125万円以上200万円未満）	基準額 ×　1.25
8	本人が市民税課税 （※１合計所得200万円以上400万円未満）	基準額 ×　1.50
9	本人が市民税課税 （※１合計所得400万円以上700万円未満）	基準額 ×　1.75
10	本人が市民税課税 （※１合計所得700万円以上）	基準額 ×　2.00

※１　合計所得　第１段階から第５段階においては、課税年金等に係る雑所得を控除した額
　　租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額
※２　年金収入　課税年金収入（遺族・障害年金等の非課税年金を除く）
※３　令和２年度以降の負担割合の軽減率（軽減後：令和元年度⇒令和２年度以降の率）
　第１段階の負担割合　本則：0.50　軽減後：0.375⇒0.30
　第２段階の負担割合　本則：0.75　軽減後：0.625⇒0.50
　第３段階の負担割合　本則：0.75　軽減後：0.725⇒0.70

【平成 30 年度税制改正の影響を踏まえた所得指標の見直し方針】

平成 30 年度税制改正に伴い、被保険者の保険料負担に不利益が生じないよう、所得指標について以下の措置を講じます。

※1　合計所得 について

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

※1　合計所得 ＋ ※2　年金収入　について

ア　所得金額調整控除の適用がある場合

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得額調整控除の額を加えて得た額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

イ　所得金額調整控除の適用がない場合

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

＜表Ⅲ 3-2-3＞　福島市の保険料額

所得区分	負担割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	基準額 × 0.30	1,830 円	22,000 円
第2段階	基準額 × 0.50	3,050 円	36,600 円
第3段階	基準額 × 0.70	4,270 円	51,200 円
第4段階	基準額 × 0.875	5,338 円	64,100 円
第5段階	基準額 × 1.00	6,100 円	73,200 円
第6段階	基準額 × 1.125	6,863 円	82,400 円
第7段階	基準額 × 1.25	7,625 円	91,500 円
第8段階	基準額 × 1.50	9,150 円	109,800 円
第9段階	基準額 × 1.75	10,675 円	128,100 円
第10段階	基準額 × 2.00	12,200 円	146,400 円